

目次

- アディクション関連事業のお知らせ・・・・・・・・・・・・・1
- ひきこもり支援センターからのお知らせ・・・・・・・・・・・・・3
- 第4回 医療観察法ネットワーク会議研修会のご案内・・・・・・・・・・4
- 精神保健福祉法に基づく申請・通報および措置入院件数の推移・・・・・4

アディクション関連事業のお知らせ

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、平成28年5月には国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定されました。こうしたことから、県民が正しく知り、必要な支援に切れ目なくつながり、健やかに暮らせる社会の実現を目指して、行政、教育、医療、福祉、民間団体など様々な機関の関係者等が連携し、アルコール健康障害対策を推進するための計画として、県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現を基本理念として、平成30年3月「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」が策定されました。

(詳しくは滋賀県障害福祉課HPをご覧ください。)

重点課題として普及啓発の徹底による未成年者・妊婦の飲酒防止、発生予防から回復支援に至る支援体制の整備等、具体的取り組みや目標を定めた内容となっております。

当計画において、精神保健福祉センターおよび県内の保健所を相談拠点機関として位置づけ、県立精神医療センターを依存症治療拠点機関として位置づけ、アルコール依存症の治療のしくみや連携支援のしくみをつくること盛り込まれております。

また、毎年11月10日～16日には「アルコール関連問題啓発週間」として普及啓発の推進を図ることが計画にも位置づけられており、当センターでは、アルコールに関連する心身への影響や、困った時の相談先等の普及啓発活動を県内において取り組みたいと思っています。

OSARPP—G（滋賀ギャンブル障がい回復プログラム）

当センターでは、ギャンブルの楽しみ方を改めたいと願う方を対象に、回復支援プログラム「SARPP—G（Shiga Addiction Relapse Prevention Program for Gambling disorder）」をグループで実施しています。同じギャンブルの悩みを抱える仲間と一緒に、ワークブックを用いてギャンブルにたよらない生き方を取り戻すことを目指します。一人で悩まずに、皆で一緒に自分らしい生き方を探してみませんか。あなたのご参加をここからお待ちしております。

【開催日】毎月第4水曜日 13時半～15時

【場所】精神保健福祉センター研修室

【申し込み】参加希望の方は事前面接（予約制）が必要となりますので、まずはご連絡下さい。
参加費は無料です。

〇ひまわりミーティング

ギャンブルの問題を抱える配偶者・パートナーの会「ひまわりミーティング」を開始しました。ギャンブルの問題に巻き込まれてしまうつらい気持ちを配偶者・パートナー同士で話し合い、目の前の困りごとへの対応について学び一緒に考えていきましょう。（家族のためのミニ講座あり）

【日時・テーマ】

①令和元年11月25日（月）10時～12時

「借金問題どうしたらいい？PART②」

②令和2年1月27日（月）10時～12時

「1年のふりかえり～参加してみて～」

【場所】精神保健福祉センター研修室

【申し込み】参加希望の方は事前面接（予約制）が必要となりますので、まずはご連絡下さい。
参加費は無料です。



〇アクションセミナー（北部会場）

【内容】アルコール・薬物・ギャンブル依存症の本人、家族、支援者向けの学習会

【日時・テーマ】

①令和元年10月24日（木）14時～16時半

「アルコール・薬物・ギャンブルやめたい、

でもやめられない・・・それってどういうこと？」

②令和元年12月10日（火）14時～16時半

「回復ってどういうこと？自助グループって何？」

③令和2年3月6日（金）14時～16時半

「家族・周囲の人が元気になるために」

【場所】滋賀県湖北合同庁舎 第1会議室（長浜市平方町1152-2）

【申し込み】下記までお申し込みください。参加費は無料です。

滋賀県立精神保健福祉センター 077-567-5010

湖北健康福祉事務所（長浜保健所） 0749-65-6610

※南部会場は別日程にて開催中です。当センターのHPにてご確認ください。

ひきこもり支援センターからのお知らせ

●● 家族学習会を実施します ●●

ひきこもり支援センターでは、今年度も「家族学習会」を行っています。

家族として、ひきこもっている本人のために何ができるのか深く悩まれることもあろうかと思われます。そのため、当センターでは、本人の状態を客観的に捉えるための知識や対処法を学ぶ機会として計画しています。

今年度は、第1回に21名、第2回に26名、第3回は24名のご家族が参加され、当事者本人の症状や思いを理解すること、就労支援においても本人の思いを尊重することの大切さを学びました。

第1回 6月24日(月) 13:30~15:30	発達障害について ～本人の生きづらさを理解する一つの視点として～ 滋賀県立精神保健福祉センター 所長 辻本 哲士
第2回 7月22日(月) 13:30~15:30	就労支援について 滋賀県地域若者サポートステーション 橋本 剛 氏
第3回 8月26日(月) 13:30~15:30	思春期・青年期に起こりやすい精神疾患 滋賀県立精神医療センター 精神科医師 大門 一司 氏
第4回 12月23日(月) 13:30~15:30	今後の本人のために、親が今できることを考えてみよう 大津市社会福祉協議会 山崎晴美氏・当センター職員
第5回 1月28日(月) 13:30~15:30	本人との関わり方を考えてみよう ～暴力があるときの対応をヒントにして～ 当センター職員
第6回 2月17日(月) 13:30~15:30	当事者からのメッセージ ～当事者目線に立って考えてみよう～

※初めてのご参加の際は、あらかじめ下記までお申し込みください。

【お申込み・お問い合わせ】滋賀県ひきこもり支援センター(滋賀県立精神保健福祉センター内)

滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

TEL:077-567-5058

ひきこもり支援従事者研修を実施しました

令和元年8月9日(金)、9月13日(金)の2回に分けて、ひきこもり支援従事者研修を実施しました。

第1回目は、当センターの辻本所長より、「ひきこもりの基礎知識」と題して、ひきこもりに関わる精神疾患、発達障害等の知識だけでなく、ひきこもりの段階に応じた関わり方について、分かりやすくご講義いただきました。また、知識をつけることだけでなく、相談者が相談してよかったと思えるように、話を聞くことの大切さを、改めて感じました。99名の方に参加いただきました。

第2回目は、藍里病院の副院長 吉田清次先生をお招きし、ステップアップ講座「ひきこもりの家族支援～CRAFTを知ろう～」と題して、ご講義いただきました。116名の方に参加いただきました。ひきこもり相談の多くを占める家族の相談では、支援者も悩むことが多い中、今後の支援で活かせるCRAFTを、先生の経験をふまえて教えていただきました。



第4回 医療観察法ネットワーク会議研修会のご案内

～医療観察法対象者の支援について～

医療観察法施行後、多くの医療観察法対象者が社会復帰をしておられます。そして、医療・福祉等に関わる各機関は、対象者の社会復帰の促進のため、様々な取組や工夫をしておられます。しかし、その取組、工夫を知る機会は少ないのが現状です。医療観察法対象者支援の取組は、その多くが一般の精神障害者支援にも活用可能です。これまで法対象者と関わったことがない方も、『医療観察法対象者の支援』について一緒に学び、考えませんか。

第一部（午前）は医療・福祉・行政などそれぞれの機関の役割や支援方法について、第二部（午後）は事例報告から具体的な支援を学びます。本研修は滋賀県医療観察法ネットワークが主催する年に一度の研修会です。午前のみ、午後のみ参加も大歓迎です。是非みなさまお問い合わせの上、お気軽にご参加ください。

○日 時：令和元年（2019年）10月18日（金）

第一部：10時30分～12時00分 第二部：13時00分～16時45分

○場 所：滋賀県立精神保健福祉センター 研修室

○対 象 者：県内の精神保健医療福祉関係者

○費 用：無料

○申込方法：下記事務局または精神保健福祉センター医療連携係までご連絡ください。

TEL：077-567-5010

参加申込者数が上限に達した場合、誠に勝手ながらお断りさせていただくことがあります。

○問い合わせ先：滋賀県立精神医療センター 山田、山村（滋賀県医療観察法ネットワーク事務局）

TEL：077-567-5008 FAX：077-569-5402

～ 精神保健福祉法に基づく申請・通報および措置入院件数の推移 ～

平成21年4月に精神保健福祉センター内に精神科救急情報センターが設置され、10年が経過しました。精神保健福祉法に基づく申請・通報件数は全国と同様にこの10年間でほぼ倍増しています。また、調査・精神保健指定医による診察の結果、措置入院となった方については、約2.4倍に増加しています。

センターでは、平成30年度に精神科病院・保健所の方々の参画を得て検討会議を開催し「滋賀県精神障害者の退院後支援に関するマニュアル」を作成しました。ひき続き、関係機関の皆様とともに地域での生活に必要なサービス等が提供できる支援体制づくりをすすめ、再度の措置入院の予防に取り組んでいきたいと考えています。

